

# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
16	特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充	1
30	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和	7
25	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	9
28	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止	12
17	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用	14
7	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し	16
22	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し	20
19	地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化	22
21	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加	24
29	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化	26
8	夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和	28

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。

具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

根拠法令等

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、島根県、山口県、高知県、宮崎県

○当県の中山間地域においても冬期に派遣可能な仕事が少ないため、組合の設立に至らない市町村がある。こうした地域では、植栽業務や建設業において人材が不足しており、冬期の派遣先として需要が高い。

○当県では、今年1月に2つの特定地域づくり事業協同組合が設立されたところであり、深刻な人材不足に直面している当該地域の建設事業者からも制度活用の要望があったが、組合への加入を断ったところである。

○組合の区域内において、林業（地ごしらえ、植栽業務）も人手不足であるが、派遣が禁止されているため、派遣ができない。

## 各府省からの第1次回答

建設業務については、雇用関係の不明確化や労働者に対する不当な支配が生ずるおそれがあること等から、労働者派遣事業を禁止している。一方で、建設業務については、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、厚生労働大臣の許可を受けた上で、計画に記載した当該団体の構成事業主に常用労働者を一時的に送り出すことができる特別な仕組みを認めている（建設業務労働者就業機会確保事業）。そのため、建設業務における労働者派遣事業を認めることは慎重な検討が必要である。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、経済産業省 第1次回答

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

## 提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。

## 具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

## 根拠法令等

中小企業等協同組合法第9条の2第3項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、兵庫県、島根県、山口県

○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

## 各府省からの第1次回答

特定地域づくり事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定される事業協同組合のうち、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第1項による都道府県知事の認定を受けた事業協同組合である。

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の員外利用規制は、事業協同組合はその組合員のための直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体であり、その利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則の例外として定められている。当該趣旨に鑑みれば、特定地域づくり事業協同組合に対する要望をもって事業協同組合の員外利用規制を見直すことは、利用者が組合員に限られていることを前提として事業協同組合制度に認められている各種特例等を含め、組合制度のあり方に影響を及ぼすものであり、特定地域づくり事業を行っていない他の約3万の事業協同組合にも影響が生じる問題であり対応は困難と考える。

また、組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることから、特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、ご提案の員外派遣の緩和については、慎重な判断が必要と考える。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

## 提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和すること。

## 具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

## 根拠法令等

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第19条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、兵庫県、島根県

○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

## 各府省からの第1次回答

本制度の目的は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」第1条に規定されているとおり、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、地域社会の維持、地域経済の活性化に資することである。すなわち、当該地域社会の維持、当該地域経済の活性化に資することを目的としている。

また、同法第10条において特定地域づくり事業の範囲を、①その地区において地域づくり人材がその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業、②その地区で活躍する地域づくり人材を確保する等の事業、と規定されていることから、当該地区の地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは明らかである。

これらを踏まえると、組合が位置する市町村の区域外に職員を派遣することを求める本提案については、制度の趣旨に沿わないため、慎重な判断が必要と考える。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

## 提案事項(事項名)

施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和

## 提案団体

浜松市

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

土地改良施設の施設更新に係る国営・都道府県営土地改良事業の申請に当たって、施設の再編や増設及び機能向上を伴う場合であっても、受益者の基本的な受益の態様に変動を生じず権利利益を侵害するおそれのないものについては、受益者の同意徴集を不要とできるよう、土地改良法第85条の3第2項の例外規定の取扱いの緩和及び土地改良法施行規則第38条の2の2の要件緩和を求める。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度】

施設更新事業の実施に当たっては、原則、地域内の受益者の3分の2以上の同意徴集を要するが、一定の要件に該当する場合は要しないものとされている。

土地改良法等において、この同意徴集を不要とする要件として、土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とするものであること、重要な部分(管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの)の変更を要することとならないこと等が定められている。

## 【支障事例】

当市は、水利施設の施設更新に当たって、国営土地改良事業の申請を予定しているが、当該水利施設は、農業者だけでなく不特定多数の住民が受ける利益に關与し、公共的機能を有するため、当施設更新事業における市の役割は大きく、事業費負担については、受益者負担は生じないよう市が負担するものとしている。

この施設更新事業には、ポンプ場の統廃合及び調整池の新設等一部施設の再編・増設を含むため、施設の「本来の機能の維持」の範囲を超えるとともに、施設の種類・管理方法等の「重要な部分」の変更を要するものとして、同意徴集を不要とする要件に該当しないものと認識している。当市における同意徴集に当たっては、約1万人が対象となり、準備期間含め約4年を要し、1000万円以上の費用負担が発生する等多大な業務・費用負担を生じる見込みである。

当施設更新事業は、老朽化対策・耐震化を目的としており、施設の再編・増設を伴うものであっても受益者の権利利益を侵害するおそれのないものである。このような基本的な受益の態様に変動しないものと認められる場合については、土地改良法第85条の3第2項「本来の機能の維持を図ることを目的とする」ものとするよう取扱いを緩和するとともに、「管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの」を「重要な部分の変更」とする土地改良法施行規則第38条の2の2を改正し緩和することで、同意徴集を不要とすることを求めたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意徴集が不要となることにより、土地改良区及び関係地方公共団体の費用・業務負担を大幅に軽減でき、円

滑な事業着手が図られる。

#### 根拠法令等

土地改良法第 85 条の3第2項  
 土地改良法施行令第 48 条の2、第 50 条の2の3  
 土地改良法施行規則第 38 条の2の2  
 平成 18 年農林水産省告示第 1272 号(土地改良法施行規則第 38 条の2等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるもの)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、横浜市、広島市、熊本市

-

#### 各府省からの第 1 次回答

土地改良事業は、一般的に、土地の環境条件を整備し、又はその利用状況を変更するものであるため、その事業の施行に当たっては、その施行地域における土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第3条に規定する資格を有する者(以下「受益者」という。)の3分の2以上の同意に基づく必要がある。ただし、土地改良区が管理する土地改良施設(これら施設と一体となって機能を発揮する施設で国、都道府県又は市町村が管理するものを含む。)の更新事業(以下「施設更新事業」という。)であつて、①当該施設の本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、②土地改良区の組合員の権利または利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

この施設更新事業における同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、平成 29 年に公布・施行された土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 39 号)により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場(ポンプ場)の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池(用水路のパイプライン化に伴う附帯施設)の新設といった一部施設の再編・増設についても、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」の範囲に含まれることとなった。このことから、当該施設の再編・増設により、土地改良区の組合員の受益の態様が変わらない場合(土地改良区の管理事業計画の同質性や組合員負担の相当性を担保できる場合)には、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

このため、本提案については、国営土地改良事業として申請を予定している施設更新事業の内容を精査する必要があるものの、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」に該当し、かつ、「土地改良区の組合員の受益の態様が変わらないもの」に該当するものと想定されることから、現行制度のままで受益者からの同意徴集手続を省略することが可能と考えられる。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

61

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正

提案団体

三重県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。

具体的な支障事例

農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更案全体について変更手続が停止してしまうため、当該異議申出等と関係ないと考えられる土地についても、農用地区域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件程度発生している(当県では、異議申出後の審査申立に係る手続を約170日間待つようやく変更計画を決定できたケースがあった)。

例えば、土地Aについて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するとして農用地区域から除外しようとする場合に、当該土地Aから遠く離れた土地Bの所有者から自身の土地について農用地区域から除外すべきであるとの異議申出があったときに、土地Bが農用地区域から除外されるか否かは、土地Aの同項各号への該当性に影響しない可能性がある。

このような場合、異議申出等を受けた結論が出るまで、土地Aに関する変更手続を停止させる必要性はないと考えられる。

したがって、土地Aのような土地についてその後開発が予定されている場合などは、異議申出等の手続と切り離して農用地利用計画の変更を行うことを可能とすることを求めたい。

なお、異議申出等に関する手続は並行して実施し、仮に上記土地Bについて農用地区域から除外する場合には、その後改めて農用地利用計画を変更すれば実質的な支障は生じないと考えられる。

県は農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける立場ではあるが、現在の仕組みは住民の円滑な取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応に追われることもあった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

真に緊急性がある開発案件を有する個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となり、個人、ひいては地域の経済活動を推進することが期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、長野県、津市、名張市、京都市、延岡市、小林市

## ○【支障事例】

当市では農業振興地域整備計画の農用区域について、2月・8月の年2回変更要望を受け付け、必要かつ適当と判断したものについて変更を行っている。

平成30年2月に市外の業者から変更要望の提出があったが、事前の窓口来庁時から変更の法的要件を満たさないため変更しない旨を伝えていた案件であり、再検討の上改めて変更を行わない旨通知し、他の変更要望7件について変更手続きを進めた。

その後当該業者が地権者の代理人として、変更されないことを不当として異議申出、審査申立を行い、県の裁決を経て当初計画通りの7件の変更が完了したのは平成31年4月であり、本件と全く無関係の市内他地区7カ所の一般住宅の敷地拡張や商業施設開発が約半年遅れる形となった。

なお、当該業者は当市窓口で「変更しなければ異議申出、審査申立を行う。他市では2年程かかった事例があり、その間変更手続きが止まり市の担当者は大変だったようだ」との発言があった。

○当県においても提案県と同様に支障事例が生じている。

同一農業振興地域内（同一市町村内）とはいっても異議申出対象の土地から離れた地域の事業についても、一律に6か月遅れてしまうため、事業者にとって事業着手が遅れるという支障が生じている。

また、異議申出者にとっても自身の異議申出により、異議申出に直接関係のない案件にも支障が出てしまうことは、異議申出をしにくくなっていると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間については、各地方公共団体において標準的な期間を定め、迅速な処理につなげていただくよう、努めていただくこととしている。

引き続き、各地方公共団体において迅速な処理をお願いしたい。

なお、1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案については、相互に影響を及ぼす可能性が否定できないことから、分割して処理を行うことは適当ではないと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「相互に影響を及ぼす」のは、例えば、市町村が農振法第13条第2項各号に該当し農用区域から除外しようとする土地Aがあり、当該土地Aの除外に対する異議申出が同時期に出た場合等の限られた場合と考えられる。その場合、異議申出に関係しない土地の農用地利用計画を先行して変更し、土地Aは異議申出等の手続き終了後に必要に応じて変更すればよいと考える。

実際、当県で過去3年間に異議申出等があった案件のほとんどは、市の決定や県の裁決内容によって、他の除外案件等に影響を与えるものではなく、その点は地方公共団体が判断することとすればよいのではないかと。

また、異議申出及び審査申立てについては、行政不服審査法の再調査の請求又は審査請求の準用することになっている。農用地利用計画は、一定の地域内の土地利用について一体的に定めるものであるにも関わらず、個別の「処分」に対する不服審査手続を定めた行政不服審査法を準用することで、一部の土地に関する手続の遅滞が計画の変更全体に波及するという弊害が生じている。

制度改正によって、個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となるため、前向きに検討いただきたい。

なお、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」（令和3年5月、総務省行政管理局）では、弁明書や反論書の提出期間について「例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる」とされている。当該期間を適用し、さらに当該提出書類の内容確認や口頭意見陳述等の手続も行った場合には、法定の60日以内の裁決は非常に困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【津市】

1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案が相互に影響を及ぼすことも考えられるが、提案団体の主張にもあるように、異議申出の対象地における変更手続きと当該地以外の土地における変更手続きを分

割することで同時期に提起される修正案が相互に及ぼす影響は排除されることから支障は生じない。  
また、農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び当該決定に対する審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間を定め、迅速な処理を行った場合であっても、通常要する期間の短縮には限界があり、異議申出の対象地以外の土地に係る変更手続きを進めることができない。  
さらに、除外予定地における農用地等以外の用途に供するための円滑な土地利用や、編入予定地における圃場整備事業や日本型直接支払制度等の農用地区域内農地を事業要件とするような農業振興施策の活用をも妨げることとなる。  
このため、異議申出等の手続きに影響の受けない土地については、先行して変更できる手続きが可能となるよう、制度を見直していただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

農業振興地域整備計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

#### 各府省からの第2次回答

農業振興地域整備計画の変更手続においては、異議申出までの過程で変更案について公告縦覧により市町村住民から意見書の提出を受け付けているところであり、変更案が変更されたことを市町村住民に知らせないまま処理を進め、結果として公告縦覧において示した計画案と異なる計画を決定することは不適當である。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

(11) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省、国土交通省 第1次回答

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとする際に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく都道府県知事との協議を廃止すること。

具体的な支障事例

優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第4項により、市町村が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めようとするときは、都道府県知事との協議が義務付けられている。また、法第4条第4項により、市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとするときも、基本方針の策定時と同様に都道府県知事との協議が義務付けられている。

当市においては、基本方針の策定に当たり、対象とするエリアや求められる優良田園住宅像など、詳細な規定も含め都道府県知事と十分に協議を行っている。優良田園住宅建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定された基本方針への適合性を中心に審査するため、改めて都道府県知事に協議する必要はなく、協議は実態として形骸化している(都道府県からの意見は形式修正のみである)。当該協議には2か月から3か月の期間を要するなど、申請者に不利益が生じているほか、都道府県及び市町村の事務負担も生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

優良田園住宅建設計画の認定までの期間が短縮されることで、優良田園住宅の建設の促進が期待されるとともに、協議に係る都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。

根拠法令等

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

-

-

各府省からの第1次回答

優良田園住宅建設計画(建設計画)に関する都道府県知事との協議については、以下の理由から必要であると

考えている。

<協議を経ることによって手続きの迅速化等が可能となること>

優良田園住宅法第5条では、都道府県知事等は、認定を受けた建設計画に従って優良田園住宅の用に供するため農地法や都市計画法の規定による許可等の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとされている。具体的には、農地法に基づく転用許可や、都市計画法に基づく開発許可の手続きの迅速化等の配慮がなされることになる。これは、建設計画の認定に当たり、事前に都道府県知事等との協議を経ていることにより可能となるものである。

<基本方針と建設計画に係る協議の観点はそれぞれ異なること>

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針については、都市計画や農業振興地域整備計画等との調和の観点からこれらの計画との整合性を確保するために実施するものであり、その内容は、個々の土地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画については、各申請者が作成する具体の建設計画に関して、都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点による土地の所在等の妥当性を個別具体的に判断しているものであり、市町村が策定する基本方針の協議とは内容を異にするものであり、改めて協議を行う必要がある。(なお、都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。)

なお、都道府県知事との協議が廃止された場合、

① 都市計画法については

開発許可の事務に関する権限の移譲を受けていない市町村においては、開発許可権者である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続きの迅速化等の配慮を受けることができず、事業者の優良田園住宅の建設事業に多大な支障が生じる恐れがあること

② 農振法や農地法については

農地転用許可権者等である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続きの迅速化等の配慮を受けることができず、建設計画認定の後に農用地区域からの除外や農地転用の可否の判断が行われることになり、優良農地の保全・確保に多大な支障が生じるとともに、事業者の優良田園住宅の建設事業にも多大な支障が生じる恐れがあること、また、都道府県知事との協議を経て認定を受けた計画に従い、優良田園住宅に供する土地については、農用地区域からの除外や農地転用が原則不許可となる第1種農地についての転用が可能となるなど優良田園住宅の建設に配慮しているところであるが、仮に都道府県知事との協議の仕組みが廃止された場合、これらの特例の仕組みにも影響が生じ、必要となる用地の確保の観点からも支障が生じるものと考えられることから一律に廃止することは難しい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

227

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。

具体的な支障事例

## 【現状】

建築確認については、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。

一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査等の事務は建築主事のみが行っている状況である。

## 【支障】

近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に多くの人員を配置する必要がある。

しかし、被災後は公共施設や公営住宅、UR 団地等についても大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれらの計画通知は特定行政庁に置かれた建築主事に対応しなければならないと規定されていることから、これらの業務に迅速に対応することが困難となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国等の建築物に係る審査・検査等の業務負担が指定確認検査機関に分散し、建築主事の業務負担が軽減される。これにより、大規模災害時には、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に重点的に人員を配置し、被災地の復興を効率的に推進することが可能となるなど、住民サービスの向上が図られる。

根拠法令等

建築基準法第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、福島県、福島市、高崎市、春日部市、岐阜市、奈良県、鳥取県、徳島県、延岡市

○指定建築検査機関へ確認申請が開放され、当市での取扱い件数は減少傾向にあるものの、その分、審査人員も減少している。そのため、災害が発生した場合、国や県・市等の建築計画の期間が重複・集中し対応可能な審査件数を上回ることが想定され、これらの審査業務を迅速に対応することが困難となることが想定される。また、当市では今後、人口の推移や財政状況を踏まえながら、老朽化した公共施設と市営住宅について再編整備を検討しており、それに伴い計画通知件数の増加が見込まれることから、計画通知について指定確認検査機関でも取り扱うことができるようにすることに賛同する。

#### 各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、国等の建築物に係る審査・検査への指定確認検査機関の関与のあり方に関して、当該事務の実行性にも留意しつつ、検討を行うこととしたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、国土交通省 第1次回答

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び活動計画期間の見直し

## 提案団体

広島県、宮城県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

地域再生エリアマネジメント負担金制度における、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付の事務については、活動エリアが複数の自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となれるように要件の見直しを求める。

また、地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【事務主体について】

地域再生法では、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されている。

市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする DMO が本制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続が煩雑になり、実務上活用が困難となっている。

例えば、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうち DMO」を形成し、観光振興に取り組んでいるが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度を導入することは実務上困難である。

## 【更新手続きについて】

地域再生法における地域来訪者等利便増進活動計画の計画期間については、「五年を超えないものに限る」とされており、5年を超える長期的な施策展開を行いたい場合には、少なくとも5年ごとに計画の作成と市町村長による認定及びそれに伴う議会の議決が必要があり、制度を活用するに当たっての負担が大きい。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に即した制度運用が可能となり、広域の観光施策の展開が促進され、観光サービスの充実等につながる。

## 根拠法令等

地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7第1項、第2項及び第9項、第17条の8第1項及び第2項、第17条の9第1項、地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡山県

-

各府省からの第1次回答

## 【事務主体について】

## &lt;現行制度の考え方&gt;

地域再生エリアマネジメント負担金制度（以下「本制度」という。）は、事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度である点を踏まえ、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の範囲内でのみ負担金を徴収できる旨規定していることから、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、受益事業者の利害関係が一致し、反対者を含めた負担金徴収の合理性が担保できる範囲として、①自然的経済的社会的に一体であって②事業者が集積している地域を導入対象としており、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。

また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、民間主体でまちづくり等を積極的に行う取組であり、活動地域の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。

さらに、市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、本制度の事務主体は市町村としている。

なお、複数市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行い本制度を活用することも可能である。

## &lt;回答&gt;

ご提示の支障事例は上記①・②の要件の充足が困難であると考えられ、その他の同趣旨の要望も確認されず、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。

## 【更新手続きについて】

## &lt;現行制度の考え方&gt;

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、団体のガバナンス確保や、負担金負担者の権利保護の観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、国内の類似した他制度も参考にし、計画期間の上限を設けている。

## &lt;回答&gt;

計画期間について、何ら制限なく設定可能とすることは適当ではなく、ご提案の内容については対応が困難であると考えます。

（別紙あり）

## 【事務主体について】

## ＜現行制度の考え方＞

地域再生エリアマネジメント負担金制度（以下「本制度」という。）は、反対者を含む地域の事業者から、公権力の行使により私有財産たる金銭の強制徴収を行う制度であることを踏まえ、徴収可能な対象として、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の範囲内である点を規定しており、加えて3分の2以上の受益事業者の同意を得ることを要件としていることから、受益事業者の範囲及び当該活動によって受ける利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、当該活動により地域の事業者が概ね等しく利益を受けることが見込まれる等利害関係が一致し、反対者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲として、

①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、

②当該地域の（中略）事業者が集積している地域

を導入対象地域としており（地域再生法第5条第4項第6号）、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。

また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、イベントの開催等民間主体でまちづくりや地域経営を積極的に行う取組であり、活動地域の商業等の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る地域来訪者等利便増進活動計画（以下「活動計画」という。）の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。

さらに、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、以上の観点を満たす主体として、本制度の事務主体は市町村と規定している。

実際に、大阪府大阪市における本制度の活用事例についても、大阪駅周辺の事業者が集積している数街区において、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度を明確化した上で、大阪府が事務主体となり、本制度を導入しているところ。

なお、仮に複数の市町村にまたがる区域でエリアマネジメント活動が行われる場合であっても、各市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行うことで本制度の活用が可能である。

## ＜回答＞

提案いただいた情報の限りでは、提示された具体的な支障事例は上記①・②の要件を満たすことは困難であると考えられ、またその他の同趣旨の要望は確認されていないことから、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されるようであれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。

**【更新手続きについて】**

## &lt;現行制度の考え方&gt;

上述のとおり本制度は金銭の強制徴収を伴う制度である点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、負担金の徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、計画期間終了後に活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、海外のB I Dの取組や国内の他制度において類似の観点で設けられた計画期間の年数の上限等も参考にしながら、計画期間の上限を設けている。

## &lt;回答&gt;

公権力の行使による負担金徴収を可能とする活動計画の期間について、何ら制限なくエリアマネジメント団体等の判断で設定できることとすることは適当ではなく、またその他の同趣旨の要望は確認されていないことから、ご提案の内容については、対応が困難であると考えます。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し

提案団体

秋田県、福島県、滋賀県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療法第30条の4に基づく医療計画と一体のものとして策定することを可能とすることを求める。

また、ギャンブル等依存症対策推進計画の「少なくとも三年ごと」の検討及び「必要があると認めるとき」の変更の努力義務について、努力義務の廃止若しくは検討を「少なくとも六年ごと」等とすることを求める。

具体的な支障事例

当県で策定している医療計画では、ギャンブル依存症に関する対策を定めているが、法令上、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとの規定があるため、両計画には内容の重複があるにもかかわらず、当県では、それぞれを別個の計画として策定している。また、ギャンブル等依存症対策推進計画は「少なくとも三年ごと」に見直しの検討を行い、必要があると認めるときは変更するよう努めなければならないとされているため、3年ごとに会議の開催や調査の実施等が必要となり、大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内容が重複する計画を一体的に策定できることとすること及び計画の検討スパンを地域の実情に応じて柔軟化することにより、都道府県における計画策定等に係る事務負担が軽減される。

根拠法令等

ギャンブル等依存症対策基本法第13条、医療法第30条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、兵庫県、高知県

○計画期間の見直しについては、会議の開催及び計画の見直しに係る事務手続きの負担の大きさを考慮し、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号。以下「法」という。)第13条第1項において、都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即して都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないものとされている。

これを踏まえ、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局が作成した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画策定時の留意事項」において、「都道府県計画は都道府県の実情に即して策定することとされており、基本計画の趣旨から大きく逸脱するものでなければ、策定手続や計画の構成等については、地域の実情に応じて検討いただきたい」と都道府県にお示しをしている。よって、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部分がある等の場合に、医療計画と一体的に策定することも可能である。ただし、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画中に盛り込まれることが期待される事項は、医療体制に関する事項以外にも、関係事業者（ぱちんこ、公営競技）の取組、民間団体支援、社会復帰支援、多重債務問題への取組等多岐にわたることから、一体的に策定されるかどうかについては、これらの事項の取扱いについても留意の上、各都道府県において判断いただきたい。

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の見直し期間及び変更の努力義務について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定はあくまで努力義務であり、その変更についても、法第13条第3項により、「必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされており、計画見直し期間や変更の必要性は都道府県の実情に即して判断いただくことが可能である。ただし、近年、公営競技におけるインターネット投票の増加やオンラインカジノといった違法なギャンブルへの対応が求められるなど、ギャンブル等依存症を取り巻く環境は短期間で大きく変化しており、こうした変化に速やかに対応する必要があることや、国においても実態調査を3年ごとに行うとともに基本計画の見直しを3年ごとに行うこととしていることなどにも留意の上、各都道府県において判断いただきたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域型保育給付費等の支出に係るルールの明確化

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるよう、地域型保育等に要する費用に支出するというルールを明確化することを求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

地域型保育給付費等について、子ども子育て支援法第29条第1項および第27条第1項では「特定地域型保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」と規定されているが、認可保育所委託費と異なり、地域型保育給付費については用途制限がなく、また保育に要した費用に地域型給付費等を支出するという規定もない。一方で、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成27年12月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」にも「同法第29条第1項に規定する地域型保育給付や同法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付については、その用途について制限を設けていないなど、施設・事業類型の違いに留意しながら指導監査を行うこと。」とある。

## 【支障事例】

地域型保育事業の指導監査において計算書類を確認する中で、保育に要した費用に地域型保育給付費を支出する事業者がほとんどであるが、一方で、給付費に用途制限がないために保育に関係ないと思われるものへの支出(高級外国車やリゾート会員権の購入、ゴルフ代の交際費計上)や本部への多額の繰り入れを行うなど不適切な会計処理と思われる事例が確認されている。このような会計処理を行う事業者に対して、保育に要した費用に充てるよう法的根拠に基づいた指導を行うことができない。

## 【制度改正の必要性】

給付費は、公費であるという性格上、保育に要した費用に使用されるべきものであり、園の運営のために適正に支出するよう周知しているが、保育にまったく関係ないものへの支出や本部への多額の繰り入れを制限するルールや、保育に要した費用に支出することを明文化したものがいないため、保育士給与アップや安全面の向上につながりにくいと考えられる。公費の透明性の確保の観点からも、保育に要した費用に支出されていることが確認できる仕組みが講じられるべきである。幼保連携型認定こども園等についても同様と考えられる。

## 【支障の解決】

保育に要した費用に使用されていることを市町村が確認、指導を行うことで、人件費や施設の維持管理に充てるなど、給付費の適正な執行につながり、支障が解決すると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域型保育給付費等について、地域型保育等に要した費用に支出するルールを明確にし、市町村が確認・指導できるようになることで、給付費が保育士の給与や施設運営における安全面の向上に充てられるようになり、

給付費の適正な執行と住民サービスの向上につながる。

#### 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、令和3年10月1日自治体向けFAQ【第19.1版】

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市

○当市において必要性等の具体的事実は確認できていないが、給付費の適正化に寄与することが期待できる。その場合、市町村が確認、指導を行うための体制の整備も検討すべき課題である。

#### 各府省からの第1次回答

地域型保育給付費や施設型給付費は、個人給付の法定代理受領である法的性格上、用途制限が設けられていないため、対応が困難である。

ただし、処遇改善等加算では、加算額を確実に職員の賃金改善に充てるため、全額を人件費に充てることを要件とするなど、各種加算については、用途の適正を図る仕組みとしている。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。  
 (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等

具体的な支障事例

## 【現状】

現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。県内には、少子化が進行する都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等において、立地や待機児童の状況から必要不可欠な小規模放課後児童クラブが複数あり、毎年度、県を通じて厚生労働省へ複数件の協議を行っている。

## 【支障】

協議の際は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町からの申請を県で確認後とりまとめて厚生労働省へ提出しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提出に係る事務や交付申請内容の確認時に承認状況の確認など一定の事務負担が毎年度発生している。  
 児童数10人未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要としない交付対象項目として追加することで毎年度の協議案件が削減できると考える。  
 また、現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回るかつ協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対象外となるおそれがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議プロセスを省略または簡素化することで、承認申請協議に伴う地方公共団体の負担が軽減されるほか、やむを得ない事情により承認を受けられず補助対象外となる施設数が減少し、支援の充実につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱

放課後児童健全育成事業実施要綱

令和4年度子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の交付に係る一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位の確認について(事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、盛岡市、茨城県、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、広島市、高知県、熊本市

-

## 各府省からの第1次回答

放課後児童クラブの運営費に係る補助については、こどもの成長・発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、こどもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから、平成26年度まで、年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。

一方で、

・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、

・市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブの確保方策においても、児童数の要件を設けていないこと、

・過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められたことから、平成27年度より、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣（令和5年度からはこども家庭庁長官）が認めた場合

のいずれかに該当するものについて、国庫補助の対象とすることとした。

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加については、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、可能かどうか検討してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化

提案団体

京都府

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業者に係る事業者名簿や申請書類等の閲覧制度について、インターネット閲覧の対象から個人情報が含まれる書類を除くなどの簡素化を求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

現在、政府全体でデジタル化の検討が進められており、今般、宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿等(以下「業者名簿等」という。)の閲覧についても、インターネットでの閲覧を可能とする方針が国土交通省から示されている。

## 【支障事例】

当府では、業者名簿等の閲覧請求が、コロナ以前は年間900件程度、コロナ以降も600件程度あるところ、現在は、閲覧所に保管している業者名簿等を紙媒体で申請者に閲覧させているが、インターネットでの閲覧となる場合は、業者名簿等を全てデジタル(PDF形式等)に置き換える必要があるため、直ちに対応することは事務負担が大きく、非常に困難である。

また、業者名簿等には、個人のプライバシー情報が含まれるものもあり、インターネットでの閲覧が可能となる場合、プライバシー保護の観点からも課題があるとともに、これらの情報をマスキングする事務負担も膨大となる恐れがある。

以上により、業者名簿等の閲覧対象書類については、その全てを閲覧させるのではなく、個人情報が含まれる書類を除くなど、簡素化・合理化が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後のインターネットでの閲覧対応における職員の事務負担の軽減が期待され、本来行政に求められる役割である宅地建物取引業者への監督・指導に注力することが可能となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

宅地建物取引業法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

奈良県、徳島県、高知県

○当県では、提案団体と同様、紙媒体の業者名簿等の閲覧を行っていることから、インターネット閲覧の実施に

あたっては文書の電子化が課題となる。宅地建物取引業免許事務等処理システム(宅建システム)を活用して容易に電子化が図られるようにするなど、閲覧文書の簡素化等が必要と考える。  
○個人情報が含まれている名簿等を、インターネット閲覧することは、不特定多数の者への流出や不適正な利用等のおそれがある。プライバシー保護の観点から、閲覧に供する書類の簡素化・合理化が必要と考える。

## 各府省からの第1次回答

宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月デジタル臨時行政調査会)において、閲覧のデジタル完結を基本とするための見直しを令和6年6月までに行うこととされている。  
具体的には、「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」(デジタル臨時行政調査会事務局策定)に沿って、アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにするという原則の下、必要な情報を閲覧可能とすることによって得られる公共の利益と個人のプライバシーの保護とのバランスを図るため、閲覧対象項目の見直しの検討を進めているところ。  
提案の内容を踏まえ、上記方針に加え、免許行政庁の事務負担の軽減や行政の効率化にも留意しながら、業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化・合理化について、検討を行うこととしたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和

提案団体

鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、以下の要件緩和を求める。

- ①受信側に教員を配置することになっているが、分教室(サテライト)の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。
- ②やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。
- ③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。

具体的な支障事例

当県では令和6年4月に県東部に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、今後、分教室(サテライト)の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることから、要件緩和を求めるもの。

- ①夜間中学という学校の特性上、身近なところで授業が受けられるよう、分教室(サテライト)を設置することを考えているが、受信側に常に教員を配置することが困難な場合が想定される。学校長の判断で教員免許を持っていない者の活用を認めるなど、柔軟な運用が必要である。
- ②入学者には以前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。
- ③分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用が考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じることで夜間中学運営に支障が生じる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①③遠隔教育特例校制度の要件緩和により、夜間中学設置が推進される。
  - ②やむを得ず登校できない生徒が、自宅においてオンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱いとなることで、より通いやすい夜間中学となり、入学者(卒業者)の増加が見込まれる。
- また、夜間中学設置推進を図る教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)の趣旨にも十分沿った対応であるといえる。

根拠法令等

学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件(令和元年文

部科学省告示第 56 号)、遠隔教育特例校制度実施要項、令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて(事務連絡)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、三重県、熊本市

○(①、③について)令和3年度のニーズ調査から、学び直しを希望している方々が県内広域に散在されていることが確認された。当県では、令和6年4月に県中央部に県立夜間中学の開校を予定している。就労されている方など様々な理由がある方でも、距離的・時間的な制約に関わらず、サテライト教室等を利用し「学び直し」の機会が得られるよう、夜間中学における遠隔授業の要件緩和を求める。特に、教員免許を持っていない者(サポーター等)の活用を認めるなど、柔軟な運用を求める。

#### 各府省からの第1次回答

①中学校教育は対面を原則として行われるものであるため、遠隔教育特例校制度を活用する場合にも、受信側に教員を配置することが必要となります。

夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、同じく、受信側に教員を配置することは必要となります。

なお、設置形態にかかわらず、夜間中学も通常の中学校と同様に教職員定数は算定され、都道府県等の申請に基づき、個別の課題等に対応するための加配定数も措置しております。

②夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、登校することが必要となります。なお、夜間中学において不登校となっている場合には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)において、また、病気療養児については、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和5年3月30日)において、出席扱いとできる場合もあります。

③文部科学省においては自治体にヒアリングを行い、令和4年度より申請期間の延長・弾力化を行うなど、本制度の運用の改善を図っているところです。引き続き、本制度がより活用しやすいものとなるよう、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

(参考)令和4年度における遠隔教育特例校制度の運用面での改善事項

- ・申請期間について、8月1日～8月31日としていたところ、8月1日～10月31日に期間を延長した。

- ・自治体の希望も踏まえながら、4月1日と6月1日の2回に分けて遠隔教育特例校の指定を行うこととした。